世羅町長 奥田 正和 様

世羅町監査委員 山口 敦允

世羅町監査委員 田原 賢司

令和2年度世羅三原斎場組合一般会計歳入歳出決算審査の意見について

地方自治法第 292 条により準用する同法 233 条第 2 項及び同法施行令第 5 条第 3 項の規定に基づき、審査に付された令和 2 年度世羅三原斎場組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書及びその付属書類並びに地方自治法第 241 条第 5 項の規定による基金の運用状況を示す書類を審査した結果について、世羅町監査委員条例第 6 条の規定により、次のとおり意見を付し提出します。

第1 審査の対象

令和2年度 世羅三原斎場組合一般会計歳入歳出決算

第2 審査を実施した期間

令和3年7月26日

第3 審査の手続き

この決算審査は、令和3年3月31日をもって世羅町及び三原市の関係市町で構成された一部事務組合である世羅三原斎場組合が解散したため、地方自治法第292条及び地方自治法施行令第5条第3項の規定の準用並びに、関係市町の各議会の議決を経て作成された「世羅三原斎場組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定に関する協議書」第2項の規定に基づき、世羅三原斎場組合の決算の審査及び認定は、世羅町において行うため、世羅町長から世羅町監査委員の審査に付されたものである。

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に 関する調書が関係法令に適合して作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳 簿と照合した。

第4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書及びその付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、かつ、正確であると認められた。

決算の概要等については、次のとおりである。

1 決算概要

令和2年度当初予算額43,870,000円に対して、△8,683,000円の減額補正を行い、 継続費及び繰越事業費繰越財源充当額1,802,000円と併せて予算現額は36,989,000円となっている。

歳入総額 36,858,647円(前年度△2.9%、予算現額に対する割合99.6%) 歳出総額 31,982,114円(前年度比7.2%、予算現額に対する割合86.5%) で、歳入歳出差引額4,876,533円の剰余金を生じている。

表一1 歳入歳出決算額

(単位:円)

区 分		令和2年度A	令和元年度B	比較 (A-B)
歳 入 総 額 (A	4)	36, 858, 647	37, 942, 856	△1, 084, 209
歳 出 総 額 (I	3)	31, 982, 114	29, 822, 791	2, 159, 323
差引額(形式収支)(A)-(B) ((C)	4, 876, 533	8, 120, 065	△3, 243, 532
翌年度へ繰り越すべき財源(I))	0	1, 802, 000	△1, 802, 000
実質収支額 (C)-(D) (I	Ξ)	4, 876, 533	6, 318, 065	△1, 441, 532
前年度実質収支額(I	7)	6, 318, 065	5, 368, 356	949, 709
単年度収支額 (E)-(F) (C	J)	$\triangle 1, 441, 532$	949, 709	△2, 391, 241
積立金 (F	H)	5, 326, 000	4, 284, 000	1, 042, 000
積立金取崩額 (1	I)	1, 584, 000	0	1, 584, 000
実質単年度収支額 (G)+(H)-(I	[)	2, 300, 468	5, 233, 709	△2, 933, 241

2 歳入の特徴

歳入のうち、減額の主なものは負担金△3,480 千円と使用料及び手数料△2,492 千円であり、負担金については、令和2年度末組合解散にむけ、削減を図っている。また、使用料及び手数料については、令和2年度中の斎場使用件数は世羅町及び三原市の使用件数合計361件と令和元年度484件に比べ123件減少しており、使用料及び手数料収入が減少している。件数減少は、世羅町での使用件数の減と令和2年9月末で西和苑での火葬業務終了並びに同年10月から三原市において新斎場の開業による三原市久井町・大和町分の使用件数の減による。

令和元年度収支決算による繰越金 8,120,065 円の繰入金の増額をし、令和 2 年度基金 繰入金は令和元年度末基金残高である 1,584,000 円を繰入れ、他の財源として組合規則 による負担金により執行している。債権債務は無い。

(単位:件、使用料:千円)

自治体名			世羅町		三原市			Δ ⊒L
施設	名	やすらぎ苑	西和苑	小 計	やすらぎ苑	西和苑	小 計	合 計
令和2年度	件 数	277	7	284	50	27	77	361
A	使用料	5, 634	140	5, 774	1,000	540	1, 540	7, 314
令和元年度	件 数	285	20	305	103	76	179	484
В	使用料	5, 854	380	6, 234	2,060	1,512	3, 572	9, 806
差	件 数	△8	△13	△21	△53	△49	△102	△123
A - B	使用料	△220	△240	△460	△1,060	△972	△2, 032	△2, 492

表-2 歳入

E A	令和2年	度 A	令和元年	比較 (A-B)	
区分	決算額 (円)	構成比(%)	決算額 (円)	構成比(%)	増減額(円)
1. 分担金及び負担金	19, 245, 000	52. 21	22, 725, 000	59. 89	△3, 480, 000
2. 使用料及び手数料	7, 314, 000	19. 84	9, 806, 000	25. 85	△2, 492, 000
3. 財産収入	122, 040	0. 33	16, 000	0.04	106, 040
4. 繰入金	1, 584, 000	4. 30	0	0.00	1, 584, 000
5. 繰越金	8, 120, 065	22. 03	5, 368, 356	14. 15	2, 751, 709
6. 諸収入	473, 542	1. 29	27, 500	0.07	446, 042
計	36, 858, 647	100.00	37, 942, 856	100.00	△1, 084, 209

表-3 市町負担金内訳

	区 分		世羅町	三原市	合計	
	令和2年度A(円)		15, 964, 000	3, 281, 000	19, 245, 000	
負		構成比(%)※1	62. 80	37. 20	100.00	
担	令和	和元年度 B(円)	14, 203, 000	8, 522, 000	22, 725, 000	
金		構成比(%)※2	62. 50	37. 50	100.00	
	比	較 (A-B) (円)	1, 761, 000	△5, 241, 000	△3, 480, 000	

※1 負担割合: 令和元年度の分担率は、平成30年10月1日の住民基本台帳の人口割合に

よる。(世羅町 16, 356 人〔62. 50%〕、三原市久井町 4, 325 人〔16. 53%〕、三原市大和町 5, 489 人〔20. 97%〕、合計 26, 170 人)

※2 負担割合:令和2年度の分担率は、令和元年10月1日の住民基本台帳の人口割合による。(世羅町16,086人 [62.80%]、三原市久井町4,237人 [16.54%]、三原市大和町5,290人 [20.66%]、合計25,613人)

3 歳出の特徴

歳出を目的別にみると、すべての費目が増額となっている。 3 款衛生費、1 項衛生施設費、1 目斎場費 24, 269, 868 円(令和元年度 23, 118, 201 円、差 1, 151, 667 円)の内訳は、火葬委託料 14, 615, 700 円(令和元年度 16, 895, 000 円、差 \triangle 2, 279, 300 円)、燃料費 2, 155, 662 円(令和元年度 2, 976, 211 円、差 \triangle 820, 549 円)、電気料・水道料 1, 760, 871 円(令和元年度 1, 964, 597 円、差 \triangle 203, 726 円)、その他経費 5, 737, 635 円(令和元年度 1, 282, 393 円、差 4, 455, 242 円)。

表-4 歳出

	令和2年	度 A	令和元年	比較 (A-B)	
区分	決算額 (円)	構成比(%)	決算額(円)	構成比(%)	増減額 (円)
1. 議会費	68, 246	0. 21	66, 990	0. 22	1, 256
2. 総務費	7, 644, 000	23. 90	6, 637, 600	22. 26	1, 006, 400
3. 衛生費	24, 269, 868	75. 89	23, 118, 201	77. 52	1, 151, 667
4. 公債費	0	0	0	0.00	0
5. 予備費	0	0	0	0.00	0
計	31, 982, 114	100.00	29, 822, 791	100.00	2, 159, 323

4 財産に関する調書

(1) 公有財産の状況

令和2年度における財産の増減及び現在高は、次表のとおり。

財産の増減及び現在高

 ア. 土地
 (単位:m²)

区分	令和元年度末	令和	令和2年度末		
	現在高	増	減	計	現在高
火葬場	17, 787. 47	0.00	0.00	0.00	17, 787. 47
飲料水取水施設	356. 00	0.00	0.00	0.00	356.00
山林	9, 251. 00	0.00	0.00	0.00	9, 251. 00
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計	27, 664. 47	0.00	0.00	0.00	27, 664. 47

イ. 建物 (延面積)

決算年度中 決算年度末 前年度末 内 訳 区分 増 減 高 現在高 現在高 木造 非木造 計 999.07 火葬場 999.07 250.07 749.00 999.07 0.00 納骨堂 0.00 4.00 0.00 4.00 4.00 4.00 プロパン庫 17.00 0.00 17.00 17.00 0.00 17.00 合 計 1,020.07 250.07 770.00 1020.07 0.00 1,020.07

(単位: m²)

ウ. 物 品 (単位:台)

令和元年度末 区 分		度末	令和2年度中 増・減 高				令和2年度末		
	現	在	高	増	減	計	現	在	高
霊柩車			1	0	1	△ 1			0
自走式棺台車			1	0	0	0			1
合 計			2	0	1	△ 1			1

なお、これら令和2年度末現在で保有する財産については、「世羅三原斎場組合の解散 に伴う財産処分に関する協議書」に基づき、世羅町に引き継がれた。

また、物品に属する財産、公文書類については、「世羅三原斎場組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定に関する協議書」に基づき、世羅町に承継された。

(2) 基 金 (単位:円)

区分	前年度末現在高	決算年度中増減額	決算年度末現在高	債 権
財政調整基金	35,888,337	3,742,000	39,630,337	0
合 計	35,888,337	3,742,000	39,630,337	0

なお、令和2年度末現在で保有する財政調整基金については、「世羅三原斎場組合の解散に伴う財産処分に関する協議書」の定めにより、財政調整基金は、西和苑解体工事関係費用として世羅町が全額受領し、財政調整基金を除く財産は世羅町に帰属させた。また、「世羅三原斎場組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定に関する協議書」(以下「事務承継の協議書」という。)に定める割合に基づき、令和3年度に世羅町において実施する西和苑の解体工事の事業清算に伴う不足額の負担又は不用額の受領は、次の割合で世羅町及び三原市において行う。

関係市町	全体	世羅町	三原市
事務承継の協議書による 分配割合	1000/1000	628/1000	372/1000

※令和2年度関係市町負担割合による。

第5 審査意見

特になし。